平成２５年（フ）第３号
沖縄県石垣市字伊原間４番地506、住民票上の住所東京都渋谷区上原１丁目36番６号　レヒデンス上原マンション103
債務者　茂木　大樹（旧姓松島）
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第２９号
岩手県北上市孫屋敷３番17号　コーポ・エクセル201号、前住所岩手県北上市川岸２丁目５番８号　コーポ大館Ｄ―２号
債務者　菅野　康祐
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第２５号
宮城県東松島市大曲字前畑57番地２　市営五味倉住宅114号室、前住所宮城県東松島市矢本字沼南72番地　市営立沼住宅122号室
債務者　菅原　裕子（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
東京都江戸川区北小岩６丁目15番10―605号リエス北小岩、申立時の住所兵庫県尼崎市水堂町２丁目24番19―202号
債務者　富永　直樹
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８号
徳島県徳島市南島田町４丁目46番地の３　レオパレスサウスランド209号室、旧住所徳島県徳島市春日２丁目７番14号
債務者　髙尾　　元
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６７号
徳島県徳島市勝占町外敷地16番地の16
債務者　米津　智香（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７６号
徳島県徳島市末広４丁目１番３―109号　渭東ハイツ
債務者　河野　　諭
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７７号
徳島県徳島市末広４丁目１番３―109号　渭東ハイツ
債務者　河野　美都
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７８号
徳島県徳島市末広４丁目１番３―109号　渭東ハイツ
債務者　西　トシ子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８２号
徳島県徳島市末広４丁目１番３―505号
債務者　藤田　　岬
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８５号
徳島県徳島市方上町鶴島24番地の４
債務者　柏木　健作
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８６号
徳島県徳島市方上町鶴島24番地の４
債務者　柏木　隆子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８７号
徳島県徳島市末広５丁目１番48―405号
債務者　河原　浩人
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９１号
徳島県阿波市吉野町西条字岡ノ元111番地１
債務者　松浦　充子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９９号
徳島県徳島市城東町２丁目７番地９　田岡東病院、住民票上の住所徳島県徳島市中島田町４丁目160番地の１　中島田町県営住宅団地第432号室
債務者　佃　眞由美
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０２号
徳島県徳島市住吉３丁目９番３―404号
債務者　佐野　和子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４９号
福島県郡山市富久山町久保田字伊賀河原215番地の１真栄コーポ106号
債務者　渡辺スミ子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係